

おおむた「大蛇山」まつり 飲食・物販ブース 出店規約

おおむた「大蛇山」まつり振興会

※出店を希望されている方は、下記の事項を必ずお守りいただき、下記へ事業所名および氏名をご記入、捺印下さい。なお、規約をお守りいただけない場合は、即刻出店ブースを退去していただきます。

1. 注意事項

○出店について

- ・車は道路上には決して駐車しないこと。また、道路規制時間前には必ず規制区域より退出すること。
- ・出店ブース準備中または開催中の事故・トラブルに関して、主催者では一切責任を負いません。
- ・臨時交通規制区域及び車輛通行制限エリア内では、①幅2m x 奥行1mまでの出店範囲とし、②歩行者・観覧者用のスペース確保のため、別の設置物等の間は広く開けること。(私有地内外に関わらず、出店される場合はこの規約を順守すること)
- ・出店は必ず、臨時交通規制時間内とし、交通規制が解除時には撤去された状態にすること。
- ・天候により、時折、強風に見舞われることも予想されます。備品等は確実に固定し、飛ばされないよう厳重に配慮すること。万が一、強風により備品が飛ばされる等で事故が起こった場合は、主催者では一切責任を負いません。
- ・食べ物の提供をする出店者は、衛生管理面を特に注意すること。また、消毒液を完備し、万が一、食中毒等の健康被害が発生した場合、各出店者で対応することとし、主催者側では一切責任を負いません。保健所への臨時営業許可が必要な場合は必ず許可申請を行い、出店時は必ず許可証を常備すること。
- ・近隣住民及び来場者への迷惑となる行為(騒音、悪臭、通行の妨害等)は固く禁止します。ラジカセや楽器等により音楽を鳴らす際は、ボリュームを小さくすると共に、周囲の出店者の了承を得て行うこと。
- ・火気を使用する器具等を取り扱う場合は、消火器を準備するとともに、事前に消防署への届出をおこなうこと。また、カセットコンロの使用を禁止します。
- ・発電機の使用は一切禁じます。

○ゴミ処理について

- ・出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは各自で持ち帰ること。飲食物の販売を行う際は、来場者がゴミを捨てられるよう、ゴミ回収可能を表記した看板を掲示するとともに、各出店場所においてゴミ箱の設置・回収を行うこと。

○その他

- ・荒天時のイベント等の開催については、主催者が定める方法により決定します。まつりが中止となった場合の出店は禁止とします(中止の連絡は個々にはしません。必ず振興会のホームページにてご確認ください。)
- ・スタッフ、警備員の指示には、必ず従うこと。
- ・主催者の指示に従わず周辺施設等を傷つけた場合、当事者の費用負担において原状回復すること。
- ・会場での物品・金銭のやり取り、事故等の対応は当事者間の責任において行うこと。また、盗難や万引きなどの弁済責任を主催者側では負わないので、物品・金銭の管理は出店者の責任において厳重に行うこと。
- ・主催者の指示に従わない場合や本規約に違反した場合、また他に迷惑をかける行為等を行った場合は退場して頂きます。
- ・出店者及び出店者が関係する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結している全ての者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)第2条第2項に規定する団体(暴力団)の構成員、準構成員でないこと、またそれらの団体から資金の供与を受けたり若しくはそれらの団体へ資金を供与したり、又は経営に関与していないこと。そのような事実が発覚した場合は、出店は取消しとし、以降、代表者・共同出店者ともに本イベントはご出店不可とします。

2. 禁止事項(各事項に該当するか否かの判断は、主催者が行う)

- ・社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。
- ・会期中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。
- ・政治・宗教・その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為。

※以上の物品の販売及び行為は、他の出店者やお客様に大変ご迷惑となり、主催者側の信用問題になる為、発見次第退場して頂きます。また悪質な場合は警察にも通報しますので、責任ある出店をお願い致します。

以上の点について確認し承諾するとともに、暴力団排除項目に該当する事由の有無に関し、大牟田市を通じて警察に照会することを承諾します。

令和 年 月 日

事業所名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

代表者名 _____ 印